

## 償却資産の申告時期が近づきました

### ●償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械や器具、備品など有形固定資産を償却資産といいます。

### ●償却資産があるときは

事業用の資産の所有者は、持っている資産の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の所有状況を1月末日までに申告していただくことになります。

償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。

### ●償却資産Q&A

・コピー機をリースしていますが、これについても申告が必要ですか？

事務所のコピー機などのリース資産については、原則としてリース会社からの申告となりますが、所有権留保付割賦販売（分割払いで購入）は、借主からの申告となります。

・家庭用で使用しているテレビなども申告が必要ですか？

家庭で使用しているテレビには課税されません。会社の事務所・病院の待合などで業務用として使用しているものは申告が必要です。

### ●償却資産にはこんなものがあります

◇構築物／広告塔、駐車場の舗装、立体駐車場、庭園等

◇機械及び装置／建設用工作機（油圧ショベル、ブルドーザー等）、食料品・品物の加工又は製設備、印刷機械等

◇船舶・航空機／漁船、運搬船等

◇車輛及び運搬具／大型特殊自動車（ホイールクレーン、タイヤローラー、フォークリフト等の00・99ナンバープレートのついたもの）ただし、自動車税・軽自動車税の対象になっているものは除きます。

◇工具・器具及び備品／事務用機器類（複写機・パソコン等）、測定工具、ルームクーラー、陳列ケース、自動販売機、理・美容機器、医療用機器、歯科診療用ユニット等

### ●問い合わせ先／税務課 資産税班 ☎82-4111（内線130）

## 文楽レクチャー「人形遣い」受講者募集

iichiko総合文化センターで開催する「人形浄瑠璃文楽」公演に先立ち、日本の古典芸能である「文楽」を、より一層身近に楽しむためのレクチャーを開催します。そして、今回初めて「人形遣い」によるレクチャーを津久見市民会館で行います。ぜひ、ご来場ください。

●開催日時／平成20年1月28日（月） 10時30分～12時  
（受付は開始時間の30分前 時間は1時間30分予定）

●会場／津久見市民会館 第2会議室

●講師／吉田玉佳、吉田玉翔、吉田玉誉（人形浄瑠璃文楽座）  
レクチャー内容（案）／「三番叟」、人形解説、お園のさわり、体験

●受講料／1000円／人

●申込方法／平成19年12月11日（火）から電話申し込み（先着100名）

●申込先／iichiko総合文化センター ☎097-533-4004

津久見市生涯学習課 ☎0972-82-9528

●主催・問合せ／財団法人大分県文化スポーツ振興財団

☎097-533-4004

